様式第１号

経　営　戦　略

都道府県市区町村名：　秋田県　井川町
特別会計名：　井川町水道事業会計

第１　経営の基本方針

健全経営による町民から信頼される安全で安心な水の供給の実現と水道サービスの安定的供給の持続を基本理念に今後の事業展開を図るものとする。

第２　計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度まで　　10 年間
（計画は概ね 5 年毎に見直しをする。）

第３　投資・財政計画　　（別紙様式第 2 号）

投資についての説明

財源についての説明

第４　効率化・経営健全化の取組

(1)　組織、人材、定員、給与に関する事項

地方公営企業法第７条ただし書及び地方公営企業法施行令第８条の２の規定に基づき水道事業に管理者を置かないものとし、管理者の権限に属する事務を処理するため、水道課を置く。給与については、条例に基づき定めている。また、定員については、町職員定数条例により５人となっているが、システムの電算化により労務職２人、事務職２人の４人態勢となっている。

(2)　広域化に関する事項

徴収及び会計システムの共同業務委託をおこなっている。

(3)　民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

検針・料金徴収について委託をおこなっているが、水道業務全般を委託できる業者が見込めないことから当面の必要性は低いと思われる。

⑷　その他の経営基盤の強化に関する事項

現状では、給水収益の増加は見込めないことから、起債借入を極力控え、起債借入に係る支払利息の減少を図る。また、職員給与など支出を抑えることで、経費の削減を図り、経営基盤の維持に努めるものとする。

⑸　資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

資金不足はない見通しだが、今後も資金不足とならないよう努めるものとする。

⑹　資金管理・調達に関する事項

収支計画と合わせて資金計画を策定し、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を行う。

⑺　情報公開に関する事項

町広報やホームページを活用し決算情報の公開に努めるものとする。

⑻　その他重点事項

事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が的確に対応できる体制を整備する。特に災害時にあっては、全町的な災害時対応の中に位置付けるものとする。

（参考）

⑴　事業の意義、提供するサービス自体の必要性

健全な経営による町民から信頼される安全で安心な水の供給の実現と水道サービスの安定的供給の持続を基本理念に今後の事業展開を図るものとする。

⑵　公営企業として実施する必要性

能率的、合理的な業務運営を行い、経済的料金提供により公共の福祉の増進を図る。